

亀山市下水道事業経営戦略

平成29年12月策定
(令和3年12月改定)
(令和5年8月一部改定)

目 次

【公共下水道事業】

1. 事業概要	2
(1) 事業の現況	2
①施設	2
②使用料	2
③組織	3
(2) 民間活力の活用等	3
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析	3
2. 経営の基本方針	3
3. 投資・財政計画（収支計画）	4
(1) 投資・財政計画（収支計画）	4
(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明	4
①収支計画のうち投資についての説明	4
②収支計画のうち財源についての説明	4
③収支計画のうち投資以外の経費についての説明	4
(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や 今後検討予定の取組の概要	4
①今後の投資についての考え方・検討状況	4
②今後の財源についての考え方・検討状況	5
③投資以外の経費についての考え方・検討状況	5
4. 経費回収率の向上に向けたロードマップ	5
5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	5
投資・財政計画（収支計画）	6
経営比較分析表	8

【農業集落排水事業】

1. 事業概要	10
(1) 事業の現況	10
①施設	10
②使用料	10
③組織	11
(2) 民間活力の活用等	11
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析	11
2. 経営の基本方針	11
3. 投資・財政計画（収支計画）	12
(1) 投資・財政計画（収支計画）	12
(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明	12
①収支計画のうち投資についての説明	12
②収支計画のうち財源についての説明	12
③収支計画のうち投資以外の経費についての説明	12
(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や 今後検討予定の取組の概要	12
①今後の投資についての考え方・検討状況	12
②今後の財源についての考え方・検討状況	13
③投資以外の経費についての考え方・検討状況	13
4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	13
投資・財政計画（収支計画）	14
経営比較分析表	16

公共下水道事業

亀山市下水道事業経営戦略

団 体 名	:	亀山市
事 業 名	:	公共下水道事業
策 定 日	:	平成 29 年 12 月
(改 定 日	:	令和 3 年 12 月)
計 画 期 間	:	令和 4 年度 ~ 令和 13 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施 設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成13年度 (20年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	法適(一部適用)
処理区域内人口密度	31.0人/ha(令和2年度末時点)	流域下水道等への 接続の有無	北勢沿岸流域下水道(南部処理区) へ接続
処 理 区 数	1 処理区(北勢沿岸流域下水道 南部処理区)		
処 理 場 数	1 処理場(南部浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	・広域化:北勢沿岸流域下水道へ接続		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使 用 料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	○公共下水道使用料は地方自治法第228条第1項及び下水道法第20条の規定に基づき、 亀山市公共下水道条例第25条及び別表においてその額を定めています。 ・算定方法:基本使用料金 + 従量使用料金 ・基本使用料金 10m ³ まで 990円 ・従量使用料金 (1m ³ につき) 10m ³ を超え20m ³ まで 148円 20m ³ を超え30m ³ まで 165円 30m ³ を超え50m ³ まで 187円 50m ³ を超え100m ³ まで 214円 100m ³ を超え500m ³ まで 247円 500m ³ を超えるもの 280円		
業務用使用料体系の 概要・考え方	未設定		
その他の使用料体系の 概要・考え方	未設定		
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成30年度 2,420 円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成30年度 3,040 円
	令和元年度 2,470 円		令和元年度 2,996 円
	令和2年度 2,470 円		令和2年度 2,944 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	10名 損益勘定職員：5名 資本勘定職員：5名
事業運営組織	上下水道部 - 下水道課

(2)民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	汚水ポンプの保守業務を民間委託しており、委託にあたっては各施設を4つのエリアに区分し管理委託することにより、効率的な維持管理を図っています。
	イ 指定管理者制度	未実施
	ウ PPP・PFI	未実施
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等)*4	未実施
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等)*5	未実施

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3)経営比較分析表を活用した現状分析

P8 経営比較分析表参照

2. 経営の基本方針

<p>公共下水道未普及地域における生活排水処理施設の効率的な整備を推進するとともに、施設の長寿命化対策や適切な維持管理に取り組みます。また、中長期的な視野に立った経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ります。</p> <p>○実施方針</p> <p>①下水道の整備率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良好な水環境の増進のため、公共下水道供用区域の計画的な拡大を行います。 <p>②施設の長寿命化対策や適切な維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・亀山市下水道ストックマネジメント計画に基づき、老朽化した下水道管の改築等に取り組みます。 <p>③経営基盤の強化と財政マネジメントの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接続率や収納率の向上に努め、管理コストの縮減を図りながら効率的な事業運営に努めます。 ・社会情勢の変化に対応し、適切に計画の見直しを行います。

3. 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

<p>本市の公共下水道事業は、平成6年度に建設を開始しております。令和2年度末の下水道処理人口普及率については60.2%であり、現在も未普及地域の整備を進めている段階です。</p> <p>今後の整備につきましては、亀山市生活排水処理アクションプログラム等に基づき、令和17年度概成を目標に計画的な投資を行います。施設整備費として、令和13年度まで毎年6億円を計上しています。</p> <p>また、老朽化した施設については、亀山市下水道ストックマネジメント計画に基づき、施設の更新や長寿命化を進めます。施設の更新・長寿命化の費用として毎年6千万円を計上しています。</p>		
	R2年度末	R17年度末
下水道処理人口普及率	60.2%	84.7%
汚水処理人口普及率	88.6%	100%

② 収支計画のうち財源についての説明

- 料金収入
 - ・未普及地域の整備による接続戸数の増加に伴う収入の増加を見込んでいます。
- 企業債・国庫補助金
 - ・未普及地域の整備、施設の更新や長寿命化等の建設改良費を元に、国庫補助金や企業債の活用を見込んでいます。
- 資本金収入：その他
 - ・未普及地域の整備予定を元に受益者負担金を見込んでいます。
- 他会計繰入金
 - ・繰出基準や収支不足額を元に見込んでいます。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- 職員給与費
 - ・職員の年齢構成等は本年度同様となるものと見込んでいます。
- 動力費
 - ・未普及地域の整備によるマンホールポンプの増加に伴う費用を見込んでいます。
- 修繕費
 - ・施設の老朽化に伴う費用の増加を見込んでいます。
- 営業費用：その他
 - ・汚水処理水量の増加に伴う流域下水道維持管理負担金等の費用の増加を見込んでいます。
- 企業債償還金・支払利息
 - ・借入済企業債及び借入予定の企業債の元金償還金と支払利息を見込んでいます。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	<p>亀山市生活排水処理アクションプログラム等に基づき未普及地域の整備を進めていきます。</p> <p>また、社会情勢の変化に対応し、農集地区の編入や個別処理への変更等の計画の見直しを行うことで汚水処理の最適化を図ります。令和9年度（令和8年度末まで）に農集処理場（田村地区浄化センター）を廃止し、公共下水道に統合する予定です。</p>
投資の平準化に関する事項	<p>未普及地域の整備について、年度間の偏りの少ない整備計画により投資の平準化を図ります。</p> <p>また、令和2年度に策定した亀山市下水道ストックマネジメント計画に基づき、更新費用の平準化を図ります。</p>
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	—
その他の取組	—

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	今後、受益者負担の適正化の観点から使用料改定の必要性について検討していきます。
資産活用による収入増加の取組について	—
その他の取組	各種補助事業を活用して財源確保を図ります。 また、使用料収納率の向上に向けては、滞納者への定期的な訪問や連絡、口座振替納付の推奨を行い、接続率の向上に向けては、未接続者への訪問など啓発活動を継続的に行います。 なお、令和2年度末の経費回収率は98.13%となっており100%を目標に収入増加・経費削減に取り組めます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	施設の維持管理業務の効率化を図るため、包括的民間委託等の導入について検討していきます。
職員給与費に関する事項	整備の進捗や施設の老朽化に伴う維持管理、更新業務の増大により職員数の増加も検討する必要がありますが、業務の効率化により、時間外勤務の削減を図ります。
動力費に関する事項	未普及地域の整備により動力費は増加しますが、機器の設置箇所等を慎重に判断し、効率の良い整備を行うことで費用の増加抑制に努めます。 また、設備更新の際に省エネ化やダウンサイジング等による施設の高効率化に努めます。
備用品費・薬品費に関する事項	最適な購入方法により、費用の抑制に努めます。
修繕費に関する事項	事業計画に定めてある「施設の機能の維持管理に関する方針」に基づき、点検・修繕を適切に実施していきます。
委託費に関する事項	汚水ポンプ保守業務は今後も継続して民間委託を行っていきます。
その他の取組	—

4. 経費回収率の向上に向けたロードマップ

国土交通省「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進についての留意事項」に基づく経費回収率向上に向けたロードマップを以下に示します。

(単位:百万円、%)

区分	R3(決算)	R4(決算)	R5(見込)	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
経費回収率 (A)÷(B)	97.77	98.34	99.21	98.82	98.63	98.64	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
料金収入 (A)	452	464	501	502	505	508	533	536	540	543	546
汚水処理費 (B)	462	472	505	508	512	515	533	536	540	543	546
経常収支比率 (C)÷(D)	102.60	105.85	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
経常収益 (C)	956	1,014	1,125	1,150	1,171	1,197	1,270	1,293	1,320	1,340	1,363
経常費用 (D)	932	958	1,125	1,150	1,171	1,197	1,270	1,293	1,320	1,340	1,363

(1) 実施予定時期：令和4年度～令和13年度

(2) 経費回収率向上に係る具体的な取組

- ・普及啓発活動等により下水道使用料の増収を図ります。
- ・概ね5年に1回程度下水道使用料の改定の必要性に関する検証を実施します。
- ・計画的に効率の良い整備を進めることで汚水処理費の抑制に努めます。
- ・広域化（農集地区の編入）により増収を図ります。

(3) 業績目標：経常収支比率100%以上維持、経費回収率100%を目指します。

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	経営戦略の進捗管理（モニタリング）を毎年度行い、見直し（ローリング）を3～5年を目途に行います。
---------------------	--

投資・財政計画(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度		R2	R3	R4	R5当年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
		前々々年度 (決算)	前々年度 (決算)												
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	450,014	452,110	467,127	500,700	502,000	505,300	508,600	533,200	536,200	540,200	543,200	546,200		
	(1) 料 金 収 入	449,717	451,867	463,739	500,500	501,800	505,100	508,400	533,000	536,000	540,000	543,000	546,000		
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(3) そ の 他	297	243	3,388	200	200	200	200	200	200	200	200	200		
	2. 営 業 外 収 益	542,908	504,184	546,505	624,500	648,400	665,700	688,500	736,700	757,100	779,800	797,100	816,700		
	(1) 補 助 金	304,613	226,907	308,741	356,500	368,100	376,600	390,100	416,400	429,500	443,200	453,700	466,200		
	他 会 計 補 助 金	304,109	226,403	308,237	356,000	367,600	376,100	389,600	416,000	429,200	442,900	453,600	466,200		
	そ の 他 補 助 金	504	504	504	500	500	500	500	400	300	300	100	0		
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	230,862	228,147	232,120	263,300	274,600	283,400	292,700	314,600	321,900	330,900	337,700	344,800		
	(3) そ の 他	7,433	49,130	5,644	4,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700		
収 入 計 (C)	992,922	956,294	1,013,632	1,125,200	1,150,400	1,171,000	1,197,100	1,269,900	1,293,300	1,320,000	1,340,300	1,362,900			
支 出	1. 営 業 費 用	831,015	810,839	844,650	986,600	1,009,600	1,029,600	1,053,600	1,124,700	1,141,800	1,162,300	1,178,300	1,195,100		
	(1) 職 員 給 与 費	45,176	50,221	43,868	48,700	48,700	48,700	48,700	48,700	48,700	48,700	48,700	48,700		
	基 本 給	20,215	20,485	21,969	20,800	20,800	20,800	20,800	20,800	20,800	20,800	20,800	20,800		
	退 職 給 付 費	2,985	2,771	3,669	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800		
	そ の 他	21,976	26,965	18,230	25,100	25,100	25,100	25,100	25,100	25,100	25,100	25,100	25,100		
	(2) 経 費	321,970	278,692	305,925	419,700	422,500	425,300	431,000	458,700	461,500	464,200	466,900	469,700		
	動 力 費	11,160	11,979	14,373	18,900	19,500	20,100	20,700	26,300	26,900	27,500	28,100	28,700		
	修 繕 費	13,643	4,451	9,217	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000		
	材 料 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	そ の 他	297,167	262,262	282,335	375,800	378,000	380,200	385,300	407,400	409,600	411,700	413,800	416,000		
(3) 減 価 償 却 費	463,869	481,926	494,857	518,200	538,400	555,600	573,900	617,300	631,600	649,400	662,700	676,700			
2. 営 業 外 費 用	122,589	121,212	112,935	138,600	140,800	141,400	143,500	145,200	151,500	157,700	162,000	167,800			
(1) 支 払 利 息	122,569	117,425	112,851	132,700	134,900	135,500	137,600	139,300	145,600	151,800	156,100	161,900			
(2) そ の 他	20	3,787	84	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900			
支 出 計 (D)	953,604	932,051	957,585	1,125,200	1,150,400	1,171,000	1,197,100	1,269,900	1,293,300	1,320,000	1,340,300	1,362,900			
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	39,318	24,243	56,047	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
特 別 利 益 (F)	93	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
特 別 損 失 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	93	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	39,411	24,243	56,047	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
流 動 資 産 (J)	979,278	1,013,312	1,184,145	710,500	710,500	710,500	710,500	710,500	710,500	710,500	710,500	710,500			
う ち 未 収 金	136,952	109,839	122,947	109,400	109,400	109,400	109,400	109,400	109,400	109,400	109,400	109,400			
流 動 負 債 (K)	691,712	668,426	786,608	627,800	647,500	660,300	669,200	672,700	677,600	685,600	689,500	693,200			
う ち 建 設 改 良 費 分	438,426	470,124	482,450	518,200	537,800	550,700	559,500	563,100	567,900	576,000	579,800	583,500			
う ち 一 時 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
う ち 未 払 金	245,458	189,946	296,506	101,300	101,300	101,300	101,300	101,300	101,300	101,300	101,300	101,300			
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	450,014	452,110	467,127	500,700	502,000	505,300	508,600	533,200	536,200	540,200	543,200	546,200			
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 業 務 の 規 模 (P)	450,014	452,110	467,127	500,700	502,000	505,300	508,600	533,200	536,200	540,200	543,200	546,200			
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			

投資・財政計画(収支計画)

(単位:千円)

区 分		年 度		R4	R5当年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
		R2 前々々年度 (決算)	R3 前々々年度 (決算)										
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	599,700	589,200	590,400	680,600	570,100	570,100	570,100	815,800	815,800	815,800	815,800	815,800
	うち資本費平準化債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 他 会 計 出 資 金	0	0	190,363	228,700	254,400	265,600	269,500	256,800	253,300	249,500	251,000	248,000
	3. 他 会 計 補 助 金	48,422	55,359	0	19,200	19,200	19,200	49,200	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500
	4. 他 会 計 負 担 金	147,169	216,238	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 国(都道府県)補助金	276,050	275,400	230,400	264,000	264,000	264,000	264,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000
	7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8. 工 事 負 担 金	16,991	1,189	3,584	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9. そ の 他	50,880	71,740	148,365	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
	計 (A)	1,139,212	1,209,126	1,163,112	1,222,500	1,137,700	1,148,900	1,182,800	1,140,100	1,136,600	1,132,800	1,134,300	1,131,300
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	21,600	7,912	1,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	純計 (A)-(B) (C)	1,117,612	1,201,214	1,161,612	1,222,500	1,137,700	1,148,900	1,182,800	1,140,100	1,136,600	1,132,800	1,134,300	1,131,300
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	979,369	1,002,226	957,176	1,001,600	891,100	891,100	921,100	891,100	891,100	891,100	891,100	891,100
	うち職員給与費	42,118	31,593	37,054	45,600	45,600	45,600	45,600	45,600	45,600	45,600	45,600	45,600
	2. 企 業 債 償 還 金	411,621	438,333	469,844	482,600	518,200	537,800	550,700	559,500	563,100	567,900	576,000	579,800
	3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計への支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (D)	1,390,990	1,440,559	1,427,020	1,484,200	1,409,300	1,428,900	1,471,800	1,450,600	1,454,200	1,459,000	1,467,100	1,470,900	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	273,378	239,345	265,408	261,700	271,600	280,000	289,000	310,500	317,600	326,200	332,800	339,600	
補 填 財 源	1. 損益勘定留保資金	209,506	161,340	188,898	261,700	271,600	280,000	289,000	310,500	317,600	326,200	332,800	339,600
	2. 利益剰余金処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	0	0	6,933	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. そ の 他	63,872	78,005	69,577	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (F)	273,378	239,345	265,408	261,700	271,600	280,000	289,000	310,500	317,600	326,200	332,800	339,600	
補填財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他会計借入金残高 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企業債残高 (H)	8,578,918	8,729,785	8,850,341	9,048,341	9,100,241	9,132,541	9,151,941	9,408,241	9,660,941	9,908,841	10,148,641	10,384,641	

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度		R4	R5当年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
		R2 前々々年度 (決算)	R3 前々々年度 (決算)										
収 益 的 収 支 分		304,109	226,403	308,237	356,000	367,600	376,100	389,600	416,000	429,200	442,900	453,600	466,200
	うち基準内繰入金	304,109	226,403	308,237	309,200	319,000	326,200	335,000	353,600	364,300	376,200	384,800	395,000
	うち基準外繰入金	0	0	0	46,800	48,600	49,900	54,600	62,400	64,900	66,700	68,800	71,200
資 本 的 収 支 分		195,591	271,597	190,363	247,900	273,600	284,800	318,700	270,300	266,800	263,000	264,500	261,500
	うち基準内繰入金	147,169	216,238	190,363	228,700	254,400	265,600	269,500	256,800	253,300	249,500	251,000	248,000
	うち基準外繰入金	48,422	55,359	0	19,200	19,200	19,200	49,200	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500
合 計		499,700	498,000	498,600	603,900	641,200	660,900	708,300	686,300	696,000	705,900	718,100	727,700

経営比較分析表（令和元年度決算）

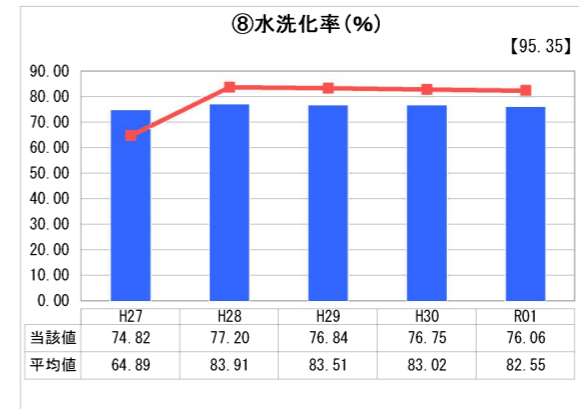
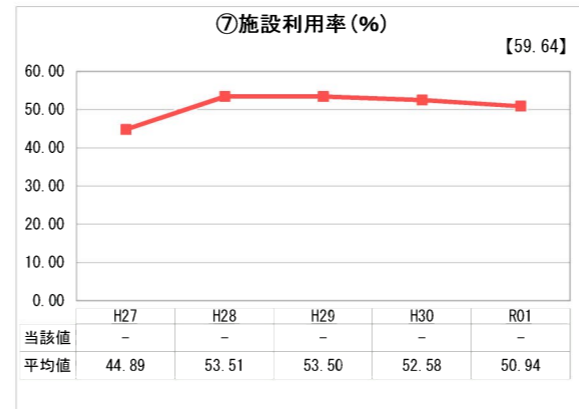
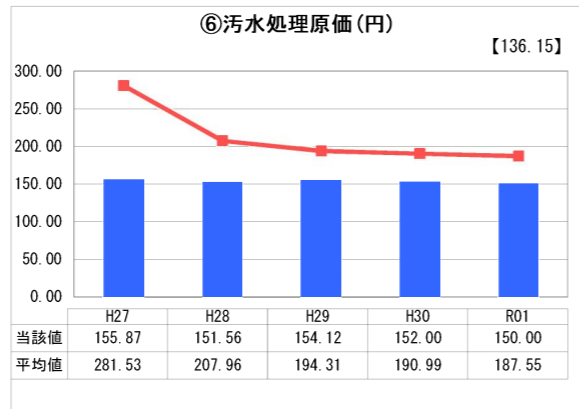
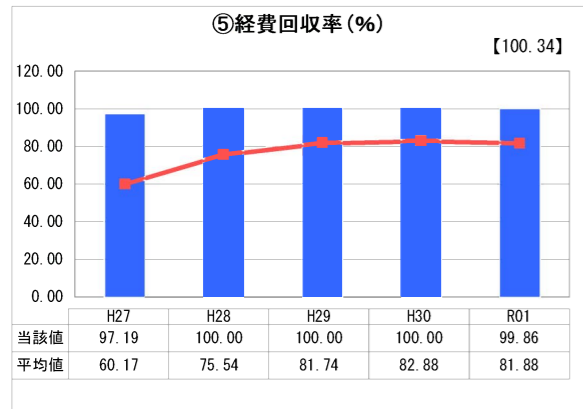
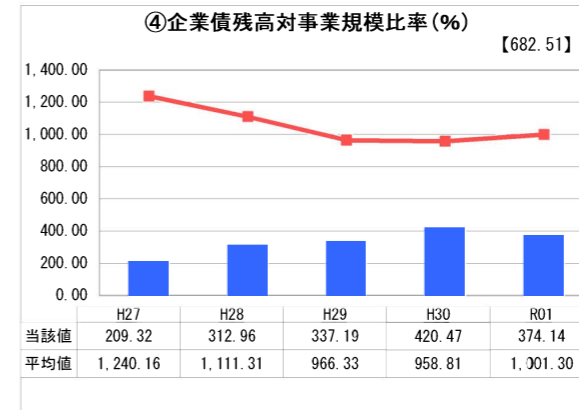
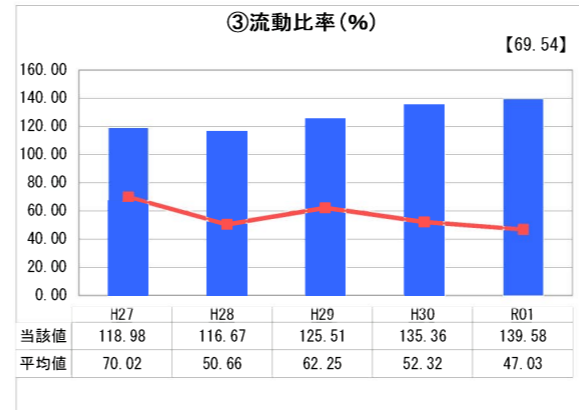
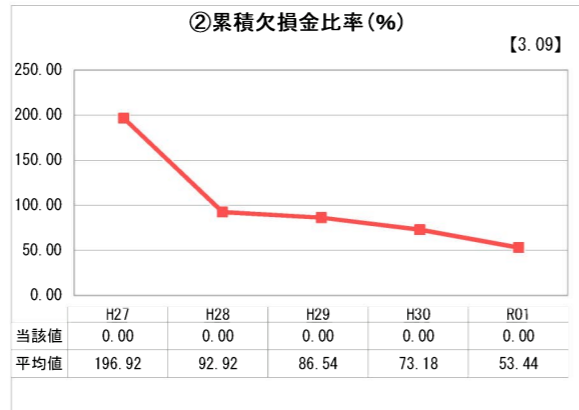
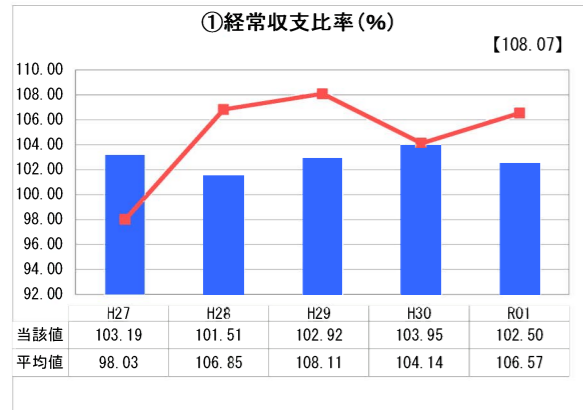
三重県 亀山市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	公共下水道	Cc2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	51.36	58.84	87.47	2,470

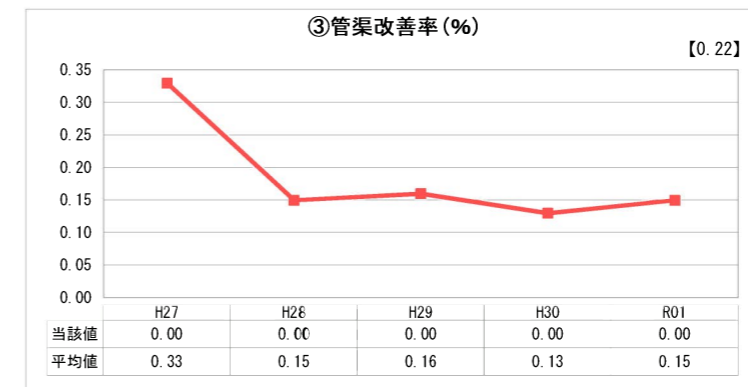
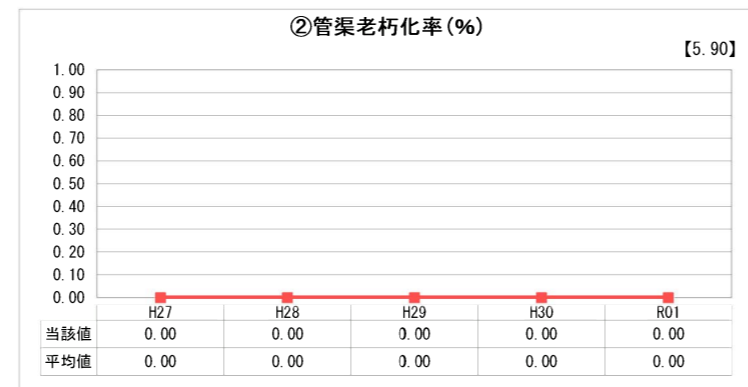
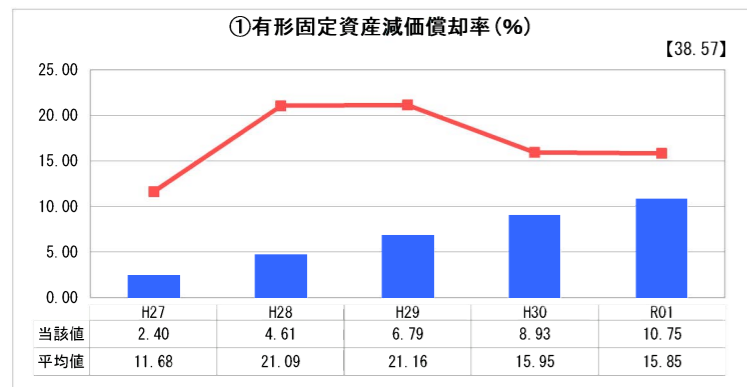
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
49,720	191.04	260.26
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
29,159	9.26	3,148.92

グラフ凡例	
■	当該団体値(当該値)
—	類似団体平均値(平均値)
[]	令和元年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

① 経常収支比率は、料金収入や繰入金等の収益で維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを示す指標で、100%以上であれば単年度収支が黒字であることを示します。令和元年度の当該指標は102.50%で事業は安定しています。現状では整備途上であることから、十分な使用料収入が見込めず、営業外収益である繰入金の割合が約30%となっています。

③ 流動比率は、1年以内に支払うべき債務に対する支払能力を表す指標で、一般的には100%以上を求められています。本市の指標は100%を超えており、短期的な債務の支払いについては問題ありません。

⑤ 経費回収率は、使用料で回収すべき処理費用を使用料でどの程度賄えているかを示す指標で、100%以上であれば、使用料収入で処理費用を回収できているといえます。本市の場合、100%には達しておらず、一般会計からの繰入金により補っている状況です。

⑥ 汚水処理原価は、有収水量1mあたりの汚水処理に要した費用であり、汚水処理に係るコストを表したものです。この指標が低いほど、効率的な処理ができていると考えられます。本市の汚水処理原価は、類似団体と比較して低いことから、使用者の負担も軽いといえます。

⑧ 水洗化率は、現在処理区域内人口のうち水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標で、類似団体と比較してやや低く、76.06%に留まっています。下水道の目的である公共用水域の水質保全は勿論のこと、経営の根幹を成す使用料収入へも影響することから、今後も普及促進に努める必要があります。

2. 老朽化の状況について

① 有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを指す指標で、資産の老朽化度を示しています。本市の指標は10.75%であり、老朽化度合いは低いと言えます。また、本市には、法定耐用年数を超えるような管渠は存在しないため、②管渠老朽化率及び③管渠改善率は0%です。

しかしながら、平成6年度の事業開始から20年以上経過しており、マンホールポンプ等の施設については更新時期を迎えつつあります。改善更新は今後の大きな課題であることから、新設と更新とのバランスを図りながら計画的に事業を進めていく必要があります。

全体総括

本市の場合、整備途上であることから、十分な使用料収入が見込めず、一般会計からの繰入金収益が収益的収入の30%を占めており、経営基盤の強化が早急かつ大きな課題となっています。

健全かつ持続可能な公共下水道事業を進めるため、今後も使用料等の収益の確保並びに事業の効率的な整備や適切な維持管理を行い、経営の健全化に努めていきます。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

農業集落排水事業

亀山市下水道事業経営戦略

団	体	名	:	亀山市	
事	業	名	:	農業集落排水事業	
策	定	日	:	平成 29 年 12 月	
(改	定	日	:	令和 3 年 12 月)	
計	画	期	間	:	令和 4 年度 ~ 令和 13 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成8年度～平成26年度 (3年～21年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	法適(一部適用)
処理区域内人口密度	21.7人/ha(令和2年度末時点)	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	○14処理区(供用開始年) ・田村地区(H8年)、井尻地区(H12年)、小川地区(H12年)、白木地区(H13年)、辺法寺地区(H13年)、白木一色地区(H12年)、沓掛地区(H14年)、上加太地区(H17年)、下加太地区(H17年)、両尾・安坂山地区(H18年)、坂下地区(H20年)、市瀬地区(H20年)、南部地区(H21年)、昼生地区(H27年)		
処理場数	○14処理場 ・田村地区浄化センター、井尻地区処理場、小川地区処理場、白木地区処理場、辺法寺地区処理場、白木一色地区浄化センター、沓掛地区浄化センター、上加太地区浄化センター、下加太地区浄化センター、両尾・安坂山地区処理場、坂下地区浄化センター、市瀬地区浄化センター、南部地区処理場、昼生地区処理場		
広域化・共同化・最適化 実施状況 ^{*1}	該当無し		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	○農業集落排水処理施設使用料は地方自治法第228条第1項の規定に基づき、 亀山市農業集落排水処理施設条例第11条及び同別表においてその額を定めています。 ・算定方法：基本料金 + 人数割料金 ・基本料金 2,200円 ・人数割料金 1人につき 550円		
業務用使用料体系の 概要・考え方	・算定方法：基本料金+人数割料金 ・基本料金 2,200円 ・人数割料金 処理対象人員1人につき 550円 ※処理対象人員は、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項に規定する処理対象人員の算定方法に準じて算定しています。		
その他の使用料体系の 概要・考え方	未設定		
条例上の使用料 ^{*2} (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成30年度 3,780 円	実質的な使用料 ^{*3} (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成30年度 2,948 円
	令和元年度 3,850 円		令和元年度 2,950 円
	令和2年度 3,850 円		令和2年度 2,924 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	4名
事業運営組織	上下水道部 - 下水道課

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	施設管理業務及び汚泥引抜業務を民間委託しており、委託にあたっては各施設を4つのエリアに区分し管理委託することにより、効率的な維持管理を図っています。
	イ 指定管理者制度	未実施
	ウ PPP・PFI	未実施
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) ^{*4}	未実施
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) ^{*5}	未実施

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

P16 経営比較分析表参照

2. 経営の基本方針

施設の長寿命化対策や適切な維持管理に取り組みます。また、中長期的な視野に立った経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ります。

○実施方針

①施設の長寿命化対策や適切な維持管理

- ・農業集落排水施設最適整備構想に沿った農業集落排水施設機能強化対策事業計画に基づき、計画的な施設の更新や長寿命化を進めるとともに近接する公共下水道への接続、処理場の統合等を検討します。

②経営基盤の強化と財政マネジメントの向上

- ・接続率や収納率の向上に努め、管理コストの縮減を図りながら効率的な事業運営に努めます。

3. 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

農業集落排水処理施設については、14地区全てにおいて既に整備が終了しております。供用開始後20年以上が経過した老朽施設もあることから、農業集落排水施設最適整備構想に沿った農業集落排水施設機能強化対策事業計画に基づき、計画的な施設の更新や長寿命化を進めていきます。

・供用開始後経過年数
 20年以上 6施設
 15年～19年 4施設
 10年～14年 3施設
 9年以下 1施設

② 収支計画のうち財源についての説明

- 料金収入
 - ・処理区域全体としては人口が減少していく見込みであることから、料金収入は減少することを見込んでいます。
- 企業債・国庫補助金
 - ・施設の更新や長寿命化等の建設改良費を元に、国庫補助金や企業債の活用を見込んでいます。
- 他会計繰入金
 - ・繰出基準や収支不足額を元に見込んでいます。
- 資本的収入：その他
 - ・企業債の償還に充てるため、農業集落排水事業債償還基金を繰り入れています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- 職員給与費
 - ・職員の年齢構成等は本年度同様となるものと見込んでいます。
- 動力費、修繕費
 - ・今後新規整備の予定はありませんが、令和5年以降は施設の老朽化による修繕費の増加を見込んでいます。
- 営業費用：その他
 - ・今後新規整備の予定はないため、施設維持管理等委託料、汚泥引抜き手数料等については、大きな変動はないものと見込んでいます。
- 企業債償還金・支払利息
 - ・借入済企業債及び借入予定の企業債の元金償還金と支払利息を見込んでいます。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	人口減少、厳しい財政状況に対応し、より経済性に優れた効率的な污水処理方法を再検討して施設の更新・維持管理を行います。供用開始後20年以上が経過した老朽施設もあることから、近接する公共下水道への接続、処理場の統合等を検討し、トータルコストの軽減を図っていきます。令和9年度（令和8年度末まで）に農集処理場（田村地区浄化センター）を廃止し、公共下水道に統合する予定であり、処理場の維持管理費や老朽化に伴う施設の更新費用の削減に取り組みます。
投資の平準化に関する事項	機能診断調査等を実施して施設の状況把握に努め、適切な更新計画を策定して各年度間投資の平準化を図っていきます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	—
その他の取組	—

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	将来的な使用料収入の減や、一般会計負担の適正化も踏まえ、従量制への移行も含めた使用料の改定について検討していきます。
資産活用による収入増加の取組について	—
その他の取組	各種補助事業を活用して財源確保を図ります。 また、使用料収入の収納率の向上に向けて、滞納者への定期的な訪問や連絡、口座振替納付の推奨を行い、接続率の向上に向けて、未接続者への訪問など啓発活動を継続的にを行います。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	施設の維持管理業務の効率化を図るため、包括的民間委託等の導入について検討していきます。
職員給与費に関する事項	業務の効率化により、時間外勤務の削減を図ります。
動力費に関する事項	動力費については、設備更新の際に省エネ化やダウンサイジング等による施設の高効率化に努めます。
備用品費に関する事項	最適な購入方法により、費用の抑制に努めます。
修繕費に関する事項	機能診断調査等を通じて施設の老朽化状況の把握に努め、効率的な修繕方法を検討します。
委託費に関する事項	施設管理業務及び汚泥引抜業務は今後も継続して民間委託を行っていきます。
その他の取組	—

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	経営戦略の進捗管理（モニタリング）を毎年度行い、見直し（ローリング）を3～5年を目途に行います。
---------------------	--

投資・財政計画(収支計画)

(※決算済年度においてR3以前は税抜きR4以降は税込み) (単位:千円, %)

区 分		年 度		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
		前々々年度 (決算)	前々年度 (決算)		当年度										
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	113,109	113,508	103,769	110,800	110,200	109,600	109,000	86,400	85,800	85,200	84,600	84,000		
	(1) 料 金 収 入	113,109	113,508	103,769	110,800	110,200	109,600	109,000	86,400	85,800	85,200	84,600	84,000		
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(3) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	2. 営 業 外 収 益	190,335	209,050	409,424	435,800	439,100	427,200	416,800	379,000	382,000	383,200	386,500	392,000		
	(1) 補 助 金	165,763	200,365	256,958	291,500	292,900	287,900	283,500	258,300	260,000	260,900	262,800	265,700		
	他 会 計 補 助 金	165,763	200,365	256,958	291,500	292,900	287,900	283,500	258,300	260,000	260,900	262,800	265,700		
	そ の 他 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	0	0	152,005	142,200	144,100	137,200	131,200	118,600	119,900	120,200	121,600	124,200		
	(3) そ の 他	24,572	8,685	461	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100		
収 入 計 (C)	303,444	322,558	513,193	546,600	549,300	536,800	525,800	465,400	467,800	468,400	471,100	476,000			
支 出	1. 営 業 費 用	235,007	196,925	445,129	505,400	510,700	500,600	492,100	433,700	438,100	440,500	445,000	451,600		
	(1) 職 員 給 与 費	33,712	33,826	14,027	33,900	33,900	33,900	33,900	33,900	33,900	33,900	33,900	33,900		
	基 本 給	15,193	17,422	1,611	15,500	15,500	15,500	15,500	15,500	15,500	15,500	15,500	15,500		
	退 職 給 付 費	0	0	6,490	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400		
	そ の 他	18,519	16,404	5,926	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000		
	(2) 経 費	201,295	163,099	181,306	222,000	224,000	226,000	228,000	195,000	197,000	199,000	201,000	203,000		
	動 力 費	27,324	26,515	32,656	32,000	32,000	32,000	32,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000		
	修 繕 費	20,832	10,432	17,143	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000		
	材 料 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	そ の 他	153,139	126,152	131,507	160,000	162,000	164,000	166,000	138,000	140,000	142,000	144,000	146,000		
(3) 減 価 償 却 費	0	0	249,796	249,500	252,800	240,700	230,200	204,800	207,200	207,600	210,100	214,700			
2. 営 業 外 費 用	60,541	42,682	52,400	41,200	38,600	36,200	33,700	31,700	29,700	27,900	26,100	24,400			
(1) 支 払 利 息	46,435	42,682	38,910	35,800	33,200	30,800	28,300	26,300	24,300	22,500	20,700	19,000			
(2) そ の 他	14,106	0	13,490	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400			
支 出 計 (D)	295,548	239,607	497,529	546,600	549,300	536,800	525,800	465,400	467,800	468,400	471,100	476,000			
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	7,896	82,951	15,664	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
特 別 利 益 (F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
特 別 損 失 (G)	0	0	2,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	0	0	△ 2,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	7,896	82,951	12,864	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
流 動 資 産 (J)	0	0	128,690	42,500	42,500	42,500	42,500	42,500	42,500	42,500	42,500	42,500			
う ち 未 収 金	0	0	2,817	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500			
流 動 負 債 (K)	0	0	243,174	218,400	219,900	218,600	215,300	210,000	206,300	202,800	196,200	186,000			
う ち 建 設 改 良 費 分	0	0	180,848	178,400	179,900	178,600	175,400	170,200	166,500	162,900	156,200	146,000			
う ち 一 時 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
う ち 未 払 金	0	0	56,712	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000			
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	113,109	113,508	103,769	110,800	110,200	109,600	109,000	86,400	85,800	85,200	84,600	84,000			
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 業 務 の 規 模 (P)	113,109	113,508	103,769	110,800	110,200	109,600	109,000	86,400	85,800	85,200	84,600	84,000			
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			

投資・財政計画(収支計画)

(単位:千円)

区 分		年 度		R4	R5当年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
		R2 前々々年度 (決算)	R3 前々年度 (決算)										
資本的 収入	1. 企業債	0	2,800	7,200	49,500	49,000	47,500	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000
	うち資本費平準化債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 他会計出資金	0	0	82,034	68,600	64,700	71,400	74,600	83,000	78,700	75,800	72,200	67,300
	3. 他会計補助金	151,575	119,279	12,808	0	0	0	0	21,100	19,200	18,200	17,200	13,400
	4. 他会計負担金	21,662	18,756	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 国(都道府県)補助金	0	2,860	7,140	19,500	19,000	17,500	0	0	0	0	0	0
	7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8. 工事負担金	2,318	1,682	898	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	9. その他	10,759	17,897	10,000	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200
計 (A)	186,314	163,274	120,080	145,800	140,900	144,600	142,800	172,300	166,100	162,200	157,600	148,900	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	2,440	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
純計 (A)-(B) (C)	186,314	160,834	120,080	145,800	140,900	144,600	142,800	172,300	166,100	162,200	157,600	148,900	
資本的 支出	1. 建設改良費	7,656	5,720	70,328	72,200	71,100	68,100	63,100	83,100	83,100	83,100	83,100	83,100
	うち職員給与費	0	0	22,054	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 企業債償還金	178,545	181,414	182,533	180,800	178,400	179,900	178,600	175,400	170,200	166,500	162,900	156,200
	3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計への支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. その他	113	114	8,557	100	100	100	100	100	100	100	100	100
計 (D)	186,314	187,248	261,418	253,100	249,600	248,100	241,800	258,600	253,400	249,700	246,100	239,400	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	0	26,414	141,338	107,300	108,700	103,500	99,000	86,300	87,300	87,500	88,500	90,500	
補填 財源	1. 損益勘定留保資金	0	0	141,338	107,300	108,700	103,500	99,000	86,300	87,300	87,500	88,500	90,500
	2. 利益剰余金処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. その他	0	26,414	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (F)	0	26,414	141,338	107,300	108,700	103,500	99,000	86,300	87,300	87,500	88,500	90,500	
補填財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他会計借入金残高 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企業債残高 (H)	2,407,493	2,228,879	2,053,545	1,922,245	1,792,845	1,660,445	1,541,845	1,426,445	1,316,245	1,209,745	1,106,845	1,010,645	

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度		R4	R5当年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
		R2 前々々年度 (決算)	R3 前々年度 (決算)										
収益的 収支分		165,763	200,365	256,958	291,500	292,900	287,900	283,500	258,300	260,000	260,900	262,800	265,700
	うち基準内繰入金	165,763	200,365	141,633	143,100	141,900	134,300	127,400	112,600	111,600	110,000	109,200	109,500
	うち基準外繰入金	0	0	115,325	148,400	151,000	153,600	156,100	145,700	148,400	150,900	153,600	156,200
資本的 収支分		173,237	138,035	94,842	68,600	64,700	71,400	74,600	104,100	97,900	94,000	89,400	80,700
	うち基準内繰入金	21,662	18,756	82,034	68,600	64,700	71,400	74,600	83,000	78,700	75,800	72,200	67,300
	うち基準外繰入金	151,575	119,279	12,808	0	0	0	0	21,100	19,200	18,200	17,200	13,400
合 計		339,000	338,400	351,800	360,100	357,600	359,300	358,100	362,400	357,900	354,900	352,200	346,400

経営比較分析表（令和元年度決算）

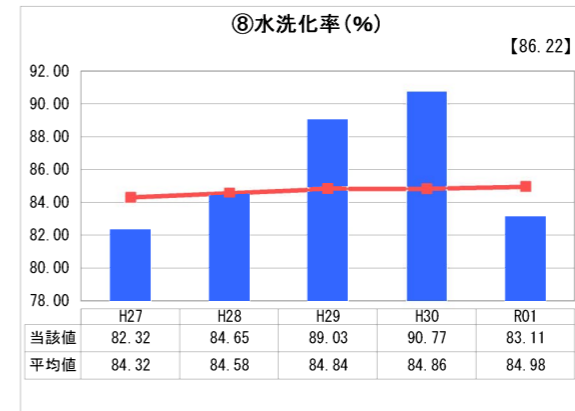
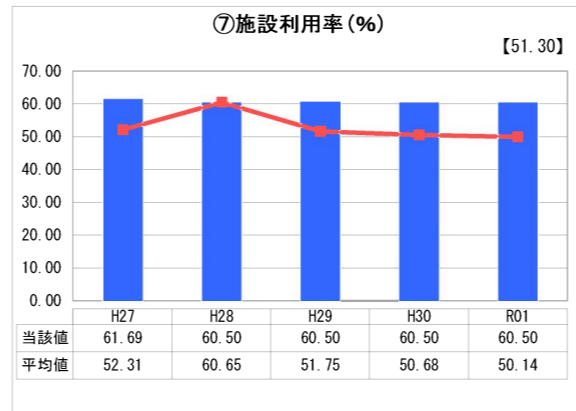
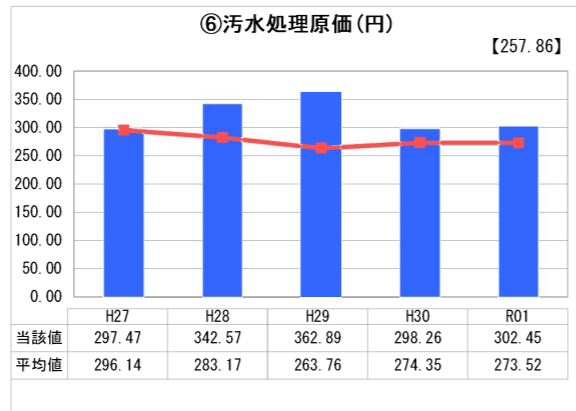
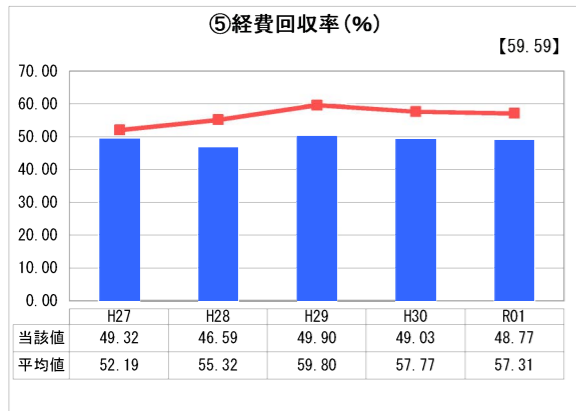
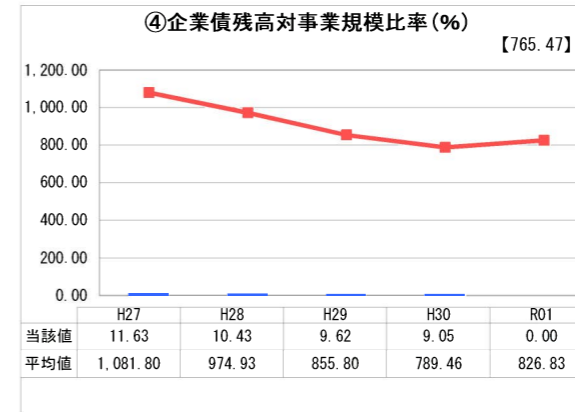
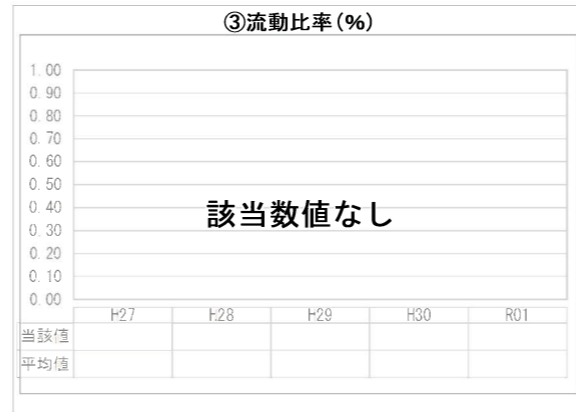
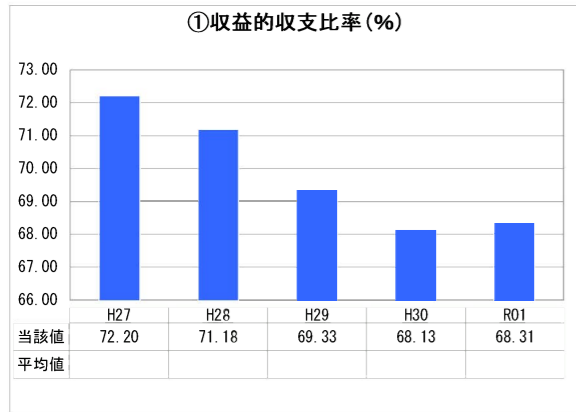
三重県 亀山市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	16.62	100.00	3,850

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
49,720	191.04	260.26
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
8,235	3.74	2,201.87

グラフ凡例	
■	当該団体値(当該値)
—	類似団体平均値(平均値)
【	令和元年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率は、総収益で総費用に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す指標です。令和元年度の当該指標は68.31%で前年度と比較して0.18ポイント上がったが、依然として一般会計からの繰入金に頼った経営です。

⑤経費回収率は、使用料で回収すべき処理費用を使用料でどの程度賄えているかを示す指標です。令和元年度の指標は48.77%で、コストのかかる処理場費に対して使用料収入が十分確保されていない状況です。

⑥汚水処理原価は、有収水量1mあたりの汚水処理に要した費用で、汚水処理に係るコストを表したものです。本市の場合、類似団体と比較するとやや高く、効率的な汚水処理が実施されているか分析し、経営効率を高めることが求められます。

⑦施設利用率は、施設の利用状況や適正規模を判断する指標で、一般的に高い数値であることが望まれます。本市の場合、類似団体よりやや高いですが、各施設の現状分析や将来予測により適切な施設規模を把握していく必要があります。

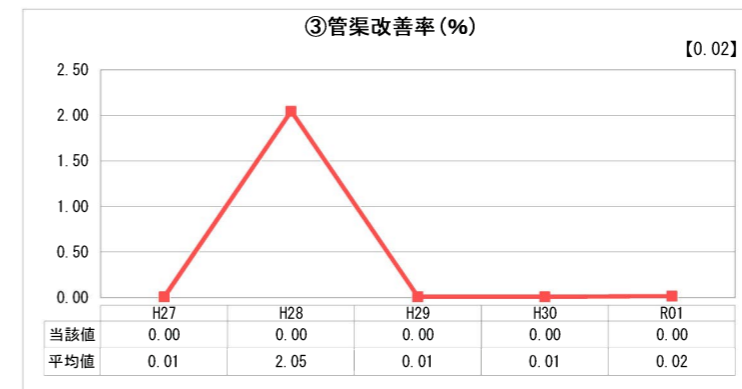
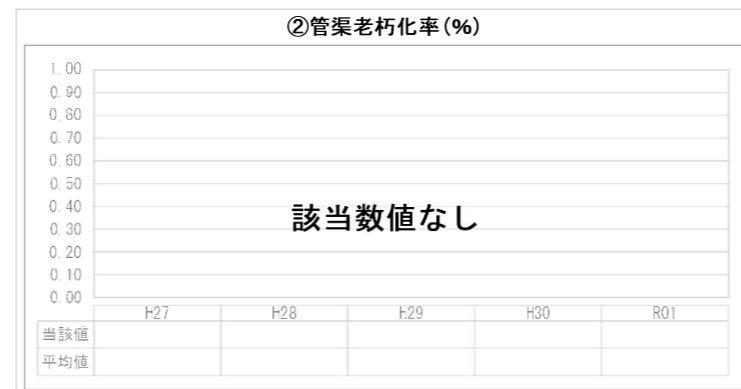
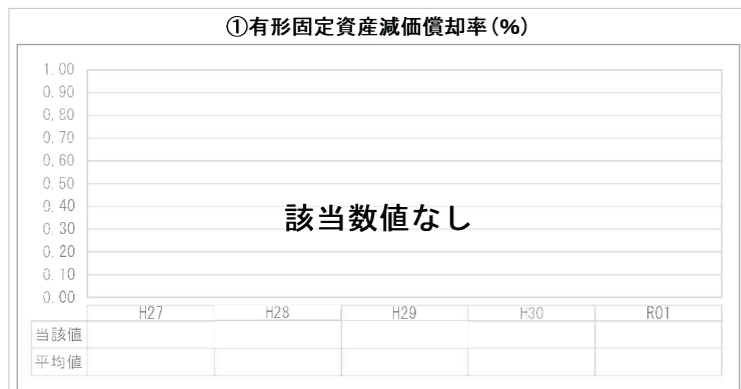
⑧水洗化率は、現在処理区域内人口のうち水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標です。本市の場合、類似団体平均を1.87ポイント下回っています。公共用水域の水質保全は勿論のこと、経営の根幹を成す使用料収入へも影響することから、今後も普及促進に努める必要があります。

2. 老朽化の状況について

本市では、法定耐用年数を超えるような管渠は存在しないため、管渠の更新作業は実施されていません。一方、処理場については、個別の機械設備等の修繕を必要に応じて実施しています。

しかしながら、供用開始から20年を経過する処理施設もあることから、計画的な施設の更新を進めるとともに近接する公共下水道への接続等を検討し、トータルコストの軽減を図っていきます。

2. 老朽化の状況



全体総括

本市については、市内14の処理場の建設事業が完了し、今後は施設の更新と維持管理をバランスよく進めていく必要があります。

また、接続率や収納率の向上に努め、管理コストの削減を図りながら効率的な事業運営に努めることで、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ります。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。